

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【事業年度】	第53期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	マルシェ株式会社
【英訳名】	MARCHE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 洋嗣
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号
【電話番号】	06(6624)8100(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 上田 慶太
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号
【電話番号】	06(6624)8100(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 上田 慶太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	3,868,041	2,628,310	4,614,959	4,675,317	4,581,766
経常利益(は損失) (千円)	738,882	246,099	371,551	95,883	32,736
当期純利益(は損失) (千円)	1,470,040	323,599	590,267	34,912	34,955
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,510,530	1,510,530	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	8,550,400	8,550,400	8,550,400	8,550,400	8,550,400
A種種類株式			290	290	
純資産額 (千円)	1,000,115	650,128	62,346	394,099	410,083
総資産額 (千円)	4,563,312	4,030,777	3,648,387	3,828,615	3,426,932
1株当たり純資産額 (円)	124.57	80.98	7.77	11.04	12.07
1株当たり配当額 (円)					
普通株式 (内1株当たり 中間配当額)	()	()	()	()	()
A種種類株式 (内1株当たり中間配 当額)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 金額(は損失) (円)	183.11	40.31	73.52	2.42	1.46
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	21.9	16.1	1.7	10.3	12.0
自己資本利益率 (%)				15.3	8.7
株価収益率 (倍)				110.6	127.4
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,254,805	158,427	50,483	37,709	82,827
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	130,011	34,539	70,168	24,489	113,108
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,099,727	174,926	50,020	280,001	224,700
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,337,859	2,388,898	2,319,192	2,536,994	2,116,357
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	180 [210]	171 [154]	147 [256]	115 [187]	124 [195]
株主総利回り (比較指標：配当込み (%) TOPIX)	92.2 (142.1)	83.9 (145.0)	73.8 (153.4)	50.1 (216.8)	34.8 (213.4)
最高株価 (円)	689	550	496	440	285
最低株価 (円)	431	382	381	228	170

- (注) 1 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社が存在しないため、記載しておりません。
- 2 第49期、第50期、第51期、第52期、第53期の普通株式に係る1株当たり配当額は、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 3 第49期、第50期、第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第52期、第53期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 5 第49期、第50期、第51期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 6 第52期、第53期の配当性向については、普通株式に係る配当を実施していないため、記載しておりません。
- 7 第52期、第53期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

- 8 平均臨時雇用者数は、1日8時間、1ヶ月22日換算で算出しております。
- 9 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 10 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 11 第50期の期首より新型コロナウイルス感染症による損失、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金の会計方針を変更したため、第49期に係る主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の指標等を表示しております。
- 12 2025年5月26日付で、第三者割当により2,000,000株の新株式を発行いたしました。これにより、発行済株式総数は8,550,690株から10,550,690株となっております。本後発事象は、当事業年度末時点の1株当たり指標には反映されておりません。

2 【沿革】

年月	事項
1972年 5月	料理飲食店等の経営を目的として、大阪市城東区中本町498番地の34に丸忠興業株式会社を設立。
9月	酒類販売を目的として、大阪市東成区中本2丁目12番1号に丸忠販売株式会社を設立。
1976年 3月	食品販売を目的として、大阪府東大阪市高井田西5丁目24番地に丸忠食品株式会社を設立。
1977年 4月	居酒屋「酔虎伝」の本格的なフランチャイズ展開の開始。
1978年 1月	丸忠興業株式会社を株式会社丸忠酔虎伝に商号変更、同時に本社所在地を大阪府東大阪市高井田西5丁目24番地に移転。
1979年 8月	本社所在地を大阪市東成区中本2丁目13番1号に移転。
1984年 7月	串焼酒場「八剣伝」の1号店として、緑橋1号店を出店。
10月	株式会社丸忠酔虎伝東京本部を東京都中央区銀座3丁目11番15号に設置。(1988年5月に東京マルシェ株式会社に商号変更)
11月	串焼酒場「八剣伝」の本格的なフランチャイズ展開の開始。
1986年 7月	居酒屋「酔虎伝」で、「チャイルドルーム(託児所)」つきの郊外型モデル店を大阪市に出店。
1988年 4月	株式会社丸忠酔虎伝をマルシェ株式会社に商号変更。
1991年10月	1991年10月1日を合併期日として、丸忠販売株式会社を存続会社としてマルシェ株式会社と東京マルシェ株式会社及び丸忠食品株式会社を吸収合併し、マルシェ株式会社の事業を全面的に継承するとともに商号をマルシェ株式会社に変更。
1996年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
1999年 7月	関西の配送センターを東大阪市から茨木市に移転。
12月	東京証券取引所、大阪証券取引所の各市場第二部に上場。
2000年 8月	低価格居酒屋「居心伝」の1号店を大阪市に出店。
2003年11月	本格懐石料理の店「樂待庵」を大阪市中央区の大坂マーチャンダイズマートビル21階に出店。
2004年 2月	串揚げの店「串萬」を、大阪市東成区森ノ宮に出店。
5月	本社を、大阪市中央区大手前1丁目7番31号へ移転。
8月	民家づくりの素朴な空間と、地元の新鮮な素材にこだわった「語りの里八右衛門」を、福岡県粕屋町に出店。
2005年 6月	新株式1,000千株発行し、発行済株式総数は8,550千株となる。
9月	「八縁」を東京都に出店。
2006年 9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の各市場第一部に指定となる。
2007年 2月	本社を、大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号へ移転。
4月	子会社となる「エコプランニング・マルシェ株式会社」を設立。
8月	「海心丸」を伊丹市に出店。
11月	「八剣伝」の加盟店を中国上海に出店。
2008年 7月	「炭焼きバールS O L V I V A (現 バルビダ)」を大阪市中央区に出店。
2010年 8月	子会社であった「エコプランニング・マルシェ株式会社」の株式を一部売却し、子会社ではなくなる。
2014年 4月	播州ダイニング「GOTTO」を姫路市に出店。
11月	焼鳥「おまっとう」を大阪市東住吉区に出店。
2016年 9月	串焼酒場「心八剣伝」を京都市山科区に出店。
2017年 3月	「エコプランニング・マルシェ株式会社」の全株式を譲渡し、関連会社でなくなる。
6月	チムニー株式会社との間で資本業務提携に関する契約を締結。
8月	「焼そばセンター」を尼崎市に出店。
10月	「GOTTO酒場」を大阪市中央区に出店。
2018年 3月	「餃子食堂マルケン」を尼崎市に出店。
2019年11月	「酒場とらず」を大阪市西区に出店。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からスタンダード市場へ移行。
2023年 6月	「ニューとり屋」を大阪市鶴見区に出店。
7月	「はじめ」を西宮市に出店。
10月	「麺と音と餃子HAJIME」を大阪市淀川区に出店。
2024年 7月	「やきとりええねん」を大阪市此花区に出店。

3 【事業の内容】

当社の事業内容の区分としましては、料飲部門、F C部門、商品部門及びその他部門となっております。

なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門ごとに記載しております。

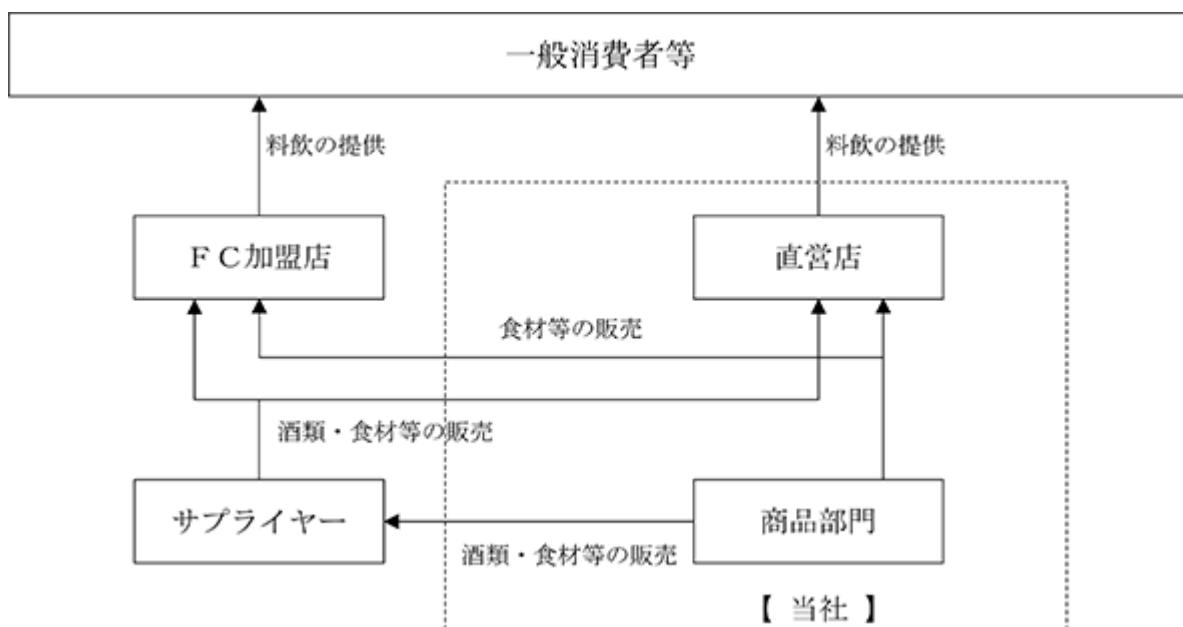
事業部門の名称	事業内容
料飲部門	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成と、大衆価格による料飲の提供
	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
	“低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供
	店内手仕込みの自家製餃子の他、中華料理を中心とする食事メニューも充実した低価格による料飲の提供
	上記以外の業態
F C部門	F C加盟店に対する経営指導及びロイヤリティの受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通してF C加盟店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 F C加盟店への設備の販売等

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在			
従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
124 (195)	41歳12ヶ月	12年11ヶ月	4,607,417

2025年3月31日現在	
事業部門の名称	従業員数(人)
料飲部門	
醉虎伝	6 (17)
八剣伝	47 (81)
居心伝	2 (5)
餃子食堂マルケン	25 (52)
その他業態	16 (35)
小計	96 (190)
FC部門	6 (0)
商品部門	4 (0)
その他部門	18 (5)
合計	124 (195)

- (注) 1 パートタイマー等の臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 パートタイマー等の平均人員の計算は1日8時間、1ヶ月22日換算で期中の月平均人数により算出しております。
 3 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、マルシェ丸忠会ユニオンと称し、2008年10月に結成されております。提出会社の本社に同組合本部が、また、各事業部別に支部が置かれ、2025年3月31日現在における組合員数は185名で上部団体のU A ゼンセンを通じ、日本労働組合総連合会に加盟しております。なお、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
20.5	0.9	80.3	86.7	98.2	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 基本方針、経営指標及び中長期的な経営戦略等

当社は、居酒屋チェーンを中心に展開する企業として、「心の診療所を創造する」を経営理念としながら、重点方針「ダイバーシティ・マルシェ」を掲げ、今までにない新たなマルシェグループを創造してまいります。

私たちの考える「ダイバーシティ・マルシェ」とは新たな3つの可能性（下表 重点方針「ビジョン2028」参照）への挑戦です。「ダイバーシティ・マルシェ」は食を通じて様々な可能性を持つ人やその考え方、文化を寛容に受け入れ、その人の持つ様々なカラー（能力）を湧き出させる事ができる会社に挑戦してまいります。

この活動を通じて国内のみでなく、世界のマーケットを見るという視点を持ち、視座を変える事で「新生マルシェ」＝「ダイバーシティ・マルシェ」として一步を踏み出します。

また、中長期的な経営ビジョンを以下のとおり定め、持続的な成長と企業価値向上に努めております。

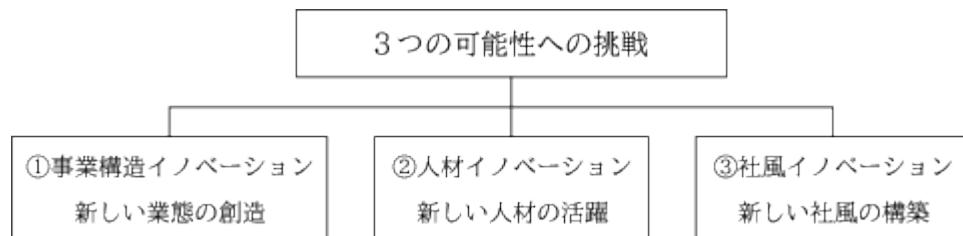
経営理念

心の診療所を創造する

中長期的な経営ビジョン

マルシェは世界の心の診療所を目指しダイバーシティ経営のリーディングカンパニーとなる

重点方針「ビジョン2028」



主要経営指標

項目	2028年3月期（計画）
売上高	65億円
営業利益率	4 %以上
当期純利益率	3 %以上
自己資本比率	25%以上

(2) 経営環境及び対処すべき課題

既存直営店の収益力向上

原材料価格が高騰していく中、「本物をおいしくちゃんとやる」を掲げ、商品のおいしさを追求したうえで、提供する商品の付加価値を高め、お客様単価の向上による粗利益の確保に努めてまいります。又、新しい業態の「やきとり ええねん」及び「ハッケン酒場」では、当社自慢の本格焼鳥に加えて、お客様が安心してご注文いただけるリーズナブルな価格でドリンクを提供しており、たくさんのお客様にご来店いただくことで収益力の向上を図っております。加えて、サービス力のみに特化した「心の診療所認証店制度」を実施することで、お客様満足度の向上に繋げてまいります。

F C事業の強化

加盟店の店舗数減少対策として「KIZUNAプロジェクト」を発足し、新たな加盟オーナーや既存オーナーのサポートを強化してまいります。従来のスーパーバイザーによる店舗回訪やメニュー開発に加えて、集客マーケティングサポートや刷新したQ & Aハンドブックを活用した、新たな経営者育成支援制度「ドリームコース」を推進することで、F C事業の活性化に繋げてまいります。

新業態パッケージの挑戦

「やきとり ええねん」「ハッケン酒場」を中心に、新規出店及び業態変更を促進してまいります。既に「ハッケン酒場」に業態変更をしている店舗においては、昨年を上回る売上高を推移しており、業態変更を加速することで更なる収益力向上に努めてまいります。立地戦略としまして、駅前繁華街には「やきとり ええねん」を、郊外ロードサイド・2等立地には「ハッケン酒場」を出店戦略としております。

S D G sへの取組み

ダイバーシティ経営の取組みの一環として、外国人材の更なる雇用促進や、女性の管理職登用を推進してまいります。又、各自治体の特産物や特産品を当社のメニューに取り込むことで、食を通じてその地域の魅力と伝統を発信する「ふるさと応援団マルシェ」を活性化いたします。加えて、ペットボトルキャップを回収し、資源の再利用・売却を行い、その寄付金で開発途上国にワクチンを贈るエコキャップ運動にも取組んでまいります。

財務体質の強化

2025年3月期においても、前事業年度に引き続き、営業利益、経常利益、純利益共に黒字化を図ることが出来ました。2025年3月末の現金及び預金の残高は21億16百万円であり、複数の金融機関から総額20億13百万円の継続した借入の他、2023年7月末には自己資本の増強及び財務基盤の安定化のための第三者割当によるA種種類株式の発行により、2億9千万円の資金調達も実施しております。2026年3月期においても、中期経営計画の完遂及び財務基盤の更なる強化としまして、2025年6月16日に第三者割当による普通株式の発行を実施し、3億54百万円の資金調達を実施いたしました。

今後も、更なる財務体質の強化を図ってまいります。

構造改革による管理コストの見直し及びコーポレートガバナンスの強化

小売店との垣根を越えた競合による競争が更に激しくなっていくことに加え、労働需給の逼迫や物流経費の上昇等により利益を圧迫しやすい経営環境にあり、経営効率の向上と、競争力を強化するためにも、全社的リスクマネジメントシステムの強化に努めてまいります。また、可能な限りコーポレートガバナンス・コードを意識した透明性の高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティの課題に対する取り組みについて、企業価値を向上させる為の重要な経営課題として認識しております。サステナビリティを意識した食材の使用やカーボンニュートラルの推進、多様な人材の活用等、持続可能な事業とさせるべく積極的に取り組んでまいります。

(2) 戦略

当社は、かねてより食品の安全安心、食品ロスの低減、プラスティックストローの撤廃や森林破壊に起因する割り箸の撤廃等を継続的に取り組んでまいりました。現在は、全店において、ペットボトルキャップを回収し、資源の再利用・売却を行い、その寄付金で開発途上国にワクチンを贈るエコキャップ運動にも取組んでおります。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、多種多様な人材が互いの価値観の違いを認め合い組織力を高め、大きな目標に挑戦していくことこそが、企業の力になると考えております。こうした考え方の下、年齢、性別、国籍、人種、肌の色、宗教、障がいの有無、性的指向・性自認、定期採用・キャリア採用等にかかわらず、多様な人材の活用を進めるダイバーシティ・マネジメントに取り組んでおります。その様な中、社員採用者における女性比率を20%以上とするよう、女性が活躍できる職場環境の整備として、部署や性別によって評価や昇格昇進の格差が生まれない人事制度の見直しや外部のオンライン研修を通して、男女問わず自己研鑽に励んでもらえる環境整備を行っております。また、外国人材の積極的な雇用促進の為に、管理部内に「ダイバーシティ推進課」を設け、適正な受入態勢の構築と外国人材キャリアステップの為の教育制度を実施しております。

(3) リスク管理

当社は、気候変動や多様性におけるリスクのみならず、事業の継続・安定的発展の確保のために、「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めています。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、産地やアレルゲンを含むメニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めています。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティを意識した食材の使用やカーボンニュートラルの推進を進めてはありますが、使用における目標や指標の開示は行っておりません。また、上記(2)戦略で記載した人材の多様性の確保を含む人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針については、2026年3月末までに女性社員比率を20%以上とし、社員の年間平均残業時間数を240時間以内と定めております。加えて、労働者を取り巻く環境の変化に対応すべく、外国人材の雇用に関して6つの指針を策定しております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 競合競争について

当社が属する居酒屋業界では、当社と同様に居酒屋事業を展開する同業他社、ファストフードやレストランチェーンなどの中食を中心とした外食企業の他、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売業界との間で、価格・品質・サービス等を巡って厳しい競争が展開されております。

その中にあって、当社は、創業以来、「心の診療所を創造する」という経営理念を基として蓄積された当社独自のコア・コンピタンスを軸とした経営施策をもって競合との差別化を進めておりますが、当社が提供する商材の品質、価格、あるいはサービスレベルを上回る競合先が出現する等により客数が大幅に減少するに至った場合、もしくは少子高齢化に伴う物流経費の上昇や地球温暖化等に伴う原材料の高騰等により利益が圧迫される状態を招いた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人員の確保について

少子高齢化に伴う労働需給の逼迫によって採用教育費が上昇傾向にある経営環境下において、当社では、新規店舗のみならず既存店舗の運営に必要な人員の確保に最大限努めておりますが、採用条件に適う人員の確保が困難となり計画通りの新規出店を実行できない、もしくは、適正人員を欠く状況が継続し店舗運営が厳しく閉店することとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品事故について

当社では、全社的リスクマネジメントシステムとして、「店舗事故予防委員会」を設置し、事故予防に関する講習会を定期的に実施している他、衛生管理について独自に策定したマニュアルに基づき衛生検査の実施、その他社外の検査機関によるチェックを隨時行うなど安全性には最大限の万全を期しておりますが、万一、生産、流通、保存、調理の過程で何らかの影響により不可抗力的な食中毒が発生した場合には、一定期間の営業停止等を余儀なくされ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業店舗での事故について

当社では、全社的リスクマネジメントシステムとして、「店舗事故予防委員会」を設置し、事故予防に関する講習会を定期的に実施する等により店長へのコンプライアンス意識への啓発を行うことで細心の注意を払った店舗運営を実施しておりますが、万一、飲酒運転や未成年者飲酒禁止法に基づく未成年飲酒について販売する側の責任を問われた場合には、信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 食の品質・安全について

当社は、全社的リスクマネジメントシステムとして、「品質管理委員会」や「メニュー表示適正化委員会」を設置し、食の品質や安全のみならず、メニュー表示の適正に関する会議を定期的に実施している他、取引先の協力を仰ぎながら、産地、加工工程、添加物等のデータ管理を行い食の品質・安全を担保しております。しかしながら、万一、表示内容に重大な誤り等が生じた場合には、信用の低下等を招き売上減少等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害について

当社の店舗が営業している地域で地震や大型台風等の自然災害が発生した場合は、店舗設備の損壊、社会インフラ、物流の寸断、避難勧告等の理由により、店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされる場合があります。また自然災害による影響が長期化し、さらには消費意欲の低下、食材の高騰等が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用について

当社の共用資産及び事業用資産である直営店舗において、競合店の出現等、事業環境の変化により業績が悪化し、投資回収が困難になる場合には、減損損失を計上し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 差入保証金及び敷金について

当社は直営店舗について、主に建物等を賃借する形で出店しており、賃貸人が破綻等の状態に陥り継続的使用や債権の回収が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 出店立地の調達について

当社は新規出店立地を、顧客需要、賃料、商圈人口、競合店の状況等を総合的に勘案し慎重に吟味した上で決定しておりますが、諸条件に合致する物件が調達できない場合には、出店計画が未達成となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の管理について

当社は、顧客へのアンケート等を通じて多くの個人情報を保有しており、個人情報保護法令やガイドラインに沿った個人情報保護の観点から、その管理には万全を期しておりますが、万一、不正の発生等により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償問題の発生や信用の低下等が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 有利子負債の依存度について

当社の2025年3月31日現在における有利子負債残高は20億13百万円であり、有利子負債依存度は58.8%であります。金融情勢の変化等により市場金利が上昇した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善、円安に伴うインバウンド需要の継続等により、景気は緩やかな回復基調で推移する一方、海外情勢等に起因した物価上昇等もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、消費者の外食需要が経済活動の正常化につれて回復基調にあるものの、原材料価格・光熱費等の上昇や物価高による節約志向の高まり、人手不足の影響等により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

この様な状況の中、私たちは、「ビジョン2028」の重点施策「新たな3つの可能性への挑戦」を以下の内容で実践しております。

新しい業態の創造…「世界に通用する業態への進化」を目指し、当事業年度においては、「やきとり ええねん」

2店舗、「大阪やきそばセンター」1店舗を新規出店いたしました。また、既存店舗においては「ハッケン酒場」を中心に、11店舗の業態変更及び改装を実施することで、従来の顧客に加え、若い世代の顧客が増加したこともあり、施策後の売上高平均は、前年対比120%以上の水準で推移いたしました。

新しい人材の活躍…「外国人材の活躍とエネルギーあふれる人材の採用と育成」を目的として、新たに11名の外国人材を正社員として雇用いたしました。外国人材の活躍においては、店長代行者2名が育ち、活躍の土壤作りが進んでおります。また、マルシェドリームコースにより、FCオーナー候補者を募っている中、ハッケン酒場を中心広く周知を図っております。

新しい社風の構築…「独自性や多様性を尊重する寛容な社風の創造」として、様々な個性を輝かせるために、身だしなみルールの見直しをはかると共に、女性幹部の抜擢、外国人幹部の抜擢等を推進しております。

このような取組みを行った結果、当事業年度における経営成績は、売上高は45億81百万円（前年同期比2.0%減）、営業利益は44百万円（前年同期比51.5%減）、経常利益は32百万円（前年同期比65.9%減）、当期純利益は34百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

(2) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当事業年度における売上高は45億81百万円、営業利益は44百万円、当期純利益は34百万円となりました。なお、当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、事業部門別の売上高の内訳を記載しております。

事業部門	金額(千円)	構成比(%)
料飲部門		
醉虎伝	254,356	5.6
八剣伝	1,346,020	29.4
居心伝	57,268	1.3
餃子食堂マルケン	849,601	18.5
その他業態	529,425	11.6
料飲部門小計	3,036,672	66.3
F C 部門		
ロイヤリティ等	342,354	7.5
F C 部門小計	342,354	7.5
商品部門		
食材等販売	1,076,553	23.5
酒類等販売	19,696	0.4
商品部門小計	1,096,250	23.9
その他部門	106,488	2.3
合計	4,581,766	100.0

(売上高)

外食産業におきましては、需要回復の兆しが見られるものの、人手不足による人件費の上昇や原材料の高騰等により、厳しい経営環境が続いております。

そのような状況におきまして、当事業年度の売上高は前年同期比2.0%減の45億81百万円となりました。

(営業利益)

営業利益は、発送配達費及び水道光熱費の高騰が続いたことにより、コストが増加した結果、44百万円の営業利益（前年同期は営業利益91百万円）となりました。

(当期純利益)

当期純利益は、前期86百万円計上した減損損失を当期は回避できたことにより、34百万円の当期純利益（前年同期は当期純利益34百万円）となりました。

生産、受注及び販売の実績

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、事業部門区分ごとに記載しております。

(イ) 生産実績

当社は、生産を行っていないため、生産実績にかえて料飲部門の収容実績を記載しております。

料飲部門の業態別収容実績

業態別	店舗数	客席数 (千席)	前年同期比 (%)	来店客数 (千人)	前年同期比 (%)
醉虎伝	4	157	9.50	104	93.6
八剣伝	41	780	3.02	469	98.1
居心伝	1	46	20.85	19	79.8
餃子食堂マルケン	21	414	5.29	376	95.6
その他業態	15	255	22.64	258	110.1
合計	82	1,654	1.10	1,228	98.8

(注) 1 客席数は、各月末現在の各店舗客席数×営業日数として算出しております。

2 店舗数には業態変更等を含む閉店 6 店舗(醉虎伝 1 店舗、餃子食堂マルケン 1 店舗、その他業態 4 店舗)が含まれております。

(ロ) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は次のとおりであります。

事業部門別の仕入実績

事業部門	金額(千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
醉虎伝	75,226	90.9
八剣伝	414,725	101.8
居心伝	15,781	75.5
餃子食堂マルケン	238,652	97.4
その他業態	154,700	112.1
料飲部門小計	899,086	100.6
FC部門		
ロイヤリティ等	23,145	94.6
FC部門小計	23,145	94.6
商品部門		
食材等販売	817,917	87.6
酒類等販売	56,101	103.9
商品部門小計	874,018	88.5
その他部門	8,913	77.5
合計	1,805,164	94.1

(八) 受注状況

該当事項はありません。

(二) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

事業部門別の販売実績

事業部門	金額(千円)	前年同期比(%)
料飲部門		
醉虎伝	254,356	92.0
八剣伝	1,346,020	102.7
居心伝	57,268	80.0
餃子食堂マルケン	849,601	98.1
その他業態	529,425	119.8
料飲部門小計	3,036,672	102.3
FC部門		
ロイヤリティ等	342,354	94.0
FC部門小計	342,354	94.0
商品部門		
食材等販売	1,076,553	89.4
酒類等販売	19,696	51.7
商品部門小計	1,096,250	88.3
その他部門	106,488	103.9
合計	4,581,766	98.0

財政状態

(資産の部)

当事業年度末における資産は、現金及び預金4億20百万円の減少、未収入金46百万円の減少、直営店舗の新規出店・改装等により有形固定資産が51百万円の増加等により、総資産が前事業年度末に比べ4億1百万円減少し、34億26百万円となりました。

(負債の部)

当事業年度末における負債総額は、主に買掛金1億67百万円の減少、短期借入金の返済により1億79百万円の減少等により、前事業年度末に比べ4億17百万円減少し、30億16百万円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産は、主に当期純利益の計上34百万円、剰余金の配当23百万円等により15百万円増加し、4億10百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが82百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが1億13百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが2億24百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて4億20百万円減少し、21億16百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は82百万円であります。これは主に税引前当期純利益42百万円増加したものの、仕入債務1億67百万円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は1億13百万円であります。これは主に有形固定資産の取得による支出97百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は2億24百万円であります。これは主に短期借入金の純減少額1億79百万円と長期借入金の返済による支出23百万円によるものであります。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因に基づき、見積りや判断を行っております。しかしながら、見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりです。重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度末の経営成績は、売上高につきましては、前事業年度末からの直営店舗数の増加等もあり、直営店舗の売上高は前年同期比102.3%で着地しました。一方、加盟店の店舗数は17店舗減少したことから、当社グループ加盟店のロイヤリティ等収入は21百万円減少、そして、加盟店への食材・酒類等販売売上高が1億45百万円減少したこと等により、45億81百万円となり、前事業年度と比較して2.0%の減収で着地しました。営業利益及び経常利益につきましては、ロイヤリティ等売上高、食材・酒類等販売売上高の減収と、人件費、発送配達費等の販売費及び一般管理費が前事業年度と比して2.6%増加したことにより、営業利益44百万円、経常利益32百万円となりました。当期純利益につきましては、前事業年度は店舗収益低下等による減損損失86百万円を計上しておりましたが、当事業年度は減損損失を回避できたことにより、当期純利益34百万円となりました。

資産合計につきましては、前事業年度末と比して4億1百万円減少し、34億26百万円となりました。また、負債合計につきましては、前事業年度末と比して4億17百万円減少し、30億16百万円となりました。当社の資産のうち、主なものは、現金及び預金21億16百万円、売掛金2億92百万円、有形固定資産3億79百万円、差入保証金3億円となっております。また、負債のうち、主なものは、短期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)16億57百万円、買掛金2億21百万円、長期預り保証金2億61百万円、長期借入金3億56百万円となっております。当事業年度末の資産が減少している主な要因は、借入金の元本一部返済、新規出店、改裝に伴う設備投資により現金及び預金が減少することによります。また負債の金額が減少している主な原因是、買掛金及び短期借入金が減少していることによります。純資産につきましては、前事業年度末と比して15百万円増加し、4億10百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金の増加によります。

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりです。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社の資金需要のうち主なものは、原材料等の仕入資金の他、人件費、設備費及び一般管理費等の運転資金及び新規出店等の投資資金であり、自己資金及び借入金を財源としております。

5 【重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

当社は、フランチャイズ加盟店との間で「酔虎伝チェーンフランチャイズ契約」・「八剣伝チェーンフランチャイズ契約」、「居心伝チェーンフランチャイズ契約」、「八右衛門チェーンフランチャイズ契約」、「串まんチェーンフランチャイズ契約」、「餃子食堂マルケンチェーンフランチャイズ契約」及び「焼そばセンター チェーンフランチャイズ契約」を締結しております。

契約の内容	当社は、加盟店に対し居酒屋事業に必要な情報、知識、ノウハウ等を与えるとともに、店名・商号・商標・サービスマーク等の一定地域における独占権を与え、かつ開店後も継続的に指導し、加盟店はこれらの権利付与とサービスに対し対価を支払う。
加盟料、加盟保証金等	加盟料 : 「酔虎伝」、「居心伝」及び「焼そばセンター」は店舗坪数×50千円、「八剣伝」及び「八右衛門」は1,200千円、「串まん」及び「餃子食堂マルケン」は1,500千円。
	加盟保証金 : 「酔虎伝」は店舗坪数×30千円、「八剣伝」、「八右衛門」及び「焼そばセンター」は800千円、「居心伝」及び「餃子食堂マルケン」は1,000千円、「串まん」は600千円。
	マニュアル保証金 : 「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「八右衛門」、「餃子食堂マルケン」及び「焼そばセンター」は50千円。
ロイヤリティー	: 「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「八右衛門」及び「餃子食堂マルケン」は毎月の店舗売上高の一定料率。
パッケージ料	: 「串まん」は50千円、「焼そばセンター」は100千円。

(注) 上記のほか、地域により広告費を加盟店から徴収しております。

契約期間等	契約期間	: フランチャイズ契約締結日より起算して「酔虎伝」は7年間、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」、「餃子食堂マルケン」及び「焼そばセンター」は5年間。
	契約更新の条件	: 契約満了3ヶ月前に当社と加盟店の双方より契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合
	更新期間	: 「酔虎伝」は5年、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」、「餃子食堂マルケン」及び「焼そばセンター」は3年。
	契約更新料	: 「酔虎伝」、「八剣伝」、「居心伝」、「串まん」、「八右衛門」、「餃子食堂マルケン」及び「焼そばセンター」共に200千円。
フランチャイズ店舗数		2025年3月31日現在の店舗数は、「酔虎伝」9店(関西地区5店、関東・東北地区1店、東海・北陸地区1店、中国・四国地区2店)、「八剣伝」170店(関西地区48店、関東・東北地区22店、東海・北陸地区25店、中国・四国地区71店、九州地区1店)、「居心伝」7店(関西地区4店、中国・四国地区3店)、「串まん」3店(関西地区3店)、「八右衛門」2店(中国・四国地区2店)、「餃子食堂マルケン」3店(関西地区1店、中国・四国地区2店)、「焼そばセンター」1店(関西地区1店)であります。

(2) 多額な資金の借入に関する契約

当社は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業への影響を鑑み、手元資金の強化・確保を図るべく、前事業年度より引き続き複数の銀行等金融機関と借入契約を締結しました。これにより、当期末の借入金総額は20億13百万円となっております。

(3) 第三者割当による種類株式の発行

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合との間で株式引受契約書を締結し、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合に対して、第三者割当の方法により2億9千万円のA種種類株式を発行することを決議いたしました。なお、2023年5月15日付で、当社及び種類株式割当先との間で株式引受契約書を締結しております。

A種種類株式の発行の概要

払込期日	2023年7月31日
発行株式数	A種種類株式290株
発行価額	1株につき1,000,000円
増加する資本金の額	145,000,000円（1株につき500,000円）
増加する資本準備金の額	145,000,000円（1株につき500,000円）
調達資金の額	290,000,000円
優先配当金	年率8%により計算されます。 優先配当金の額に達しないときはその不足額は翌事業年度以降に累積します。なお、優先配当金以外に剩余金の配当は行いません。
募集又は割当方法	第三者割当の方法により近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合にA種種類株式290株を割り当てました。

本種類株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剩余金へ振り替えております。

(4) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2025年5月26日開催の取締役会において、資金調達を目的とした第三者割当による新株式の発行を決議し、同日、株式会社テンポスホールディングスとの間で総数引受契約書を締結しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

料飲部門において、直営店舗の設備等の入替を行いました。当事業年度の設備投資の総額は97,749千円あります。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、設備の状況につきましては事業部門別に記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当社は国内各地に76店の直営料飲店舗を運営しております。

また、国内に本社及び事務所等を有しております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 料飲部門の主要な設備（業態別）

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	合計	
醉虎伝 住道駅前店 (大阪府大東市) ほか2店	料飲部門 (醉虎伝)	店舗設備	2,009	1,077		3,087	6(17)
ハッケン酒場 J R 茨木駅 前店 (大阪府茨木市) ほか41店	料飲部門 (ハッケン)	店舗設備	39,889	11,196		51,086	47(81)
居心伝 上新庄店 (大阪府大阪市)	料飲部門 (居心伝)	店舗設備	0	370		370	2(5)
マルケン阪急塚口駅前店 (兵庫県尼崎市) ほか19店	料飲部門 (マルケン)	店舗設備	70,798	8,375		79,173	25(52)
ええねん西九条店 (大阪府大阪市) ほか11店	料飲部門 (その他業態)	店舗設備	48,840	8,182		57,023	16(35)

(2) その他設備

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積m ²)	合計	
本社 (大阪市阿倍野区)	F C・その他 部門 (管理部門)	事務所	32,010	5,424	127,609 (239.47)	165,042	22(5)
事務所等 (岡山市北区)	F C・その他 部門 (管理部門)	事務所	1,256	0		1,256	6(0)
賃貸物件 (大阪市東成区) ほか2件	その他部門 (管理部門)	賃貸店舗	722		21,756 (57.23)	22,513	

(注) 1 従業員数は期末就業人員であり、パートタイマー等の臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 建設仮勘定、差入保証金及び長期前払費用は含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資計画については、投資効率、立地における将来予測、利益計画の進捗状況等を総合的に勘案して策定しておりますので、2025年3月31日時点での事業部門別の概算計画となっております。なお、設備投資額は自己資金及び借入金で賄う予定です。

(1) 重要な設備の新設

業態	設備の内容	投資予定金額(千円)	
		総額	既支払額
八剣伝(ハッケン酒場)	新店2店	40,000	
やきとりええねん	新店2店	50,000	
餃子食堂マルケン	新店1店	20,000	
八剣伝(ハッケン酒場)	業態変更・改装10店	15,000	
計		125,000	

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 投資予定金額には、差入保証金及び長期前払費用を含んでおりません。
3 2028年3月期を最終年度とする「中期経営計画」においては、今後15店舗の新規出店を現時点で予定しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
A種種類株式	290
計	34,201,890

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	10,550,400	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	290	290		単元株式数は1株であります。(注)
計	8,550,690	10,550,690		

(注) 1 . 2025年6月16日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が2,000,000株増加しております。

2 . A種種類株式の内容は以下の通りであります。

1. 優先配当

(1) 当社は、剩余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）に対し、A種優先配当年率を8%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A種優先配当」という。）。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

(2) 累積

A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剩余金の配当の額がA種優先配当基準額にA種優先配当率8%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率8%で1年毎の複利計算により累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剩余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第（1）号に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剩余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剩余金の配当として支払う。

(3) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第（1）号及び第（2）号に基づく剩余金の配当以外に剩余金の配当を行わない。

(4) A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{A種配当基準額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{A種配当基準額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。

$$\begin{aligned} \text{既発行 A 種} & & \text{新発行 A 種} & \\ \text{調整後 A 種} & = \frac{\text{種類株式} \times \text{調整前 A 種}}{\text{配当基準額}} & + \frac{\text{種類株式} \times \text{新発行 A 種}}{\text{の数}} & \text{種類株式の} \\ & & & 1 \text{株あたり} \\ & & & \text{の払込金額} \\ \hline & & \text{既発行 A 種種類株式の数} + \text{新発行 A 種種類株式の数} & \end{aligned}$$

及び 基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の 乃至 を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。

A種配当基準額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）

A種累積未払配当金

残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に8%を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) A種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。

(2) 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金

銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(上記2、(1)に準じて算定される。)を加えた金額とする。

5. 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

A種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得すると引換えに、下記(1)において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) A種種類株式を取得するとの引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額

A種種類株式の取得価額は、2023年7月31日における時価の90%(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に相当する金額とする。但し、当該金額が73円を下回る場合には、A種種類株式の取得価額は73円とする。

上記「2023年7月31日における時価」とは、2023年7月31日(当日を含まない。)に先立つ5連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に相当する金額とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。

普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、当社が株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ににおいて同じ。)の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当社が保有する普通株式」、「当社が保有する株式」は「処分前において当社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

調整後	=	調整前	×	取得価額	(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式 の数)	新たに発行 する普通株 式の 式の数 1 株あたり の払込金額	新たに発行 する普通株
						時価	

(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新た
に発行する普通株式の数

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記及びのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(4) 取得請求受付場所

大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号

マルシェ株式会社

(5) 取得請求の効力発生

(a) 普通株式を対価とする取得請求権行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを上記(4)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。

(b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が上記(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

6. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

- (1) 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。
- (2) 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額（上記2、(1)に準じて算定される。）を加えた金額とする。

8. 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

9. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日 (注)1		8,550,400	1,410,530	100,000		816,726
2023年7月31日 (注)2	A種種類株式 290	普通株式 8,550,400 A種種類株式 290	145,000	245,000	145,000	961,726
2023年7月31日 (注)3		普通株式 8,550,400 A種種類株式 290	145,000	100,000	961,726	

(注) 1 資本金の減少は無償減資によるものであり、減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えております。

2 有償第三者割当

- 発行価格 1,000,000円
 資本組入額 500,000円
 割当先 近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合
 3 会社法第447条第1項及び3項並びに第448条第1項及び3項の規定に基づき、資本金145,000千円及び資本準備金961,726千円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。
 4 2025年6月16日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が2,000,000株、資本金が177,000千円及び資本準備金が177,000千円増加しております。
 5 2025年6月22日開催の第53回定時株主総会において、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、効力発生日を2025年7月31日として、資本金177,000千円及び資本準備金177,000千円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	21	83	15	22	10,830	10,974	
所有株式数 (単元)		4,817	3,000	23,260	727	387	53,249	85,440	
所有株式数 の割合(%)		5.64	3.51	27.2	0.85	0.45	62.3	100.00	

(注) 1 自己株式522,163株のうち5,221単元は単元株として「個人その他」の欄に含まれており、63株は「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14単元及び60株含まれております。

A種種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)							1	1	
所有株式数 (単元)							290	290	
所有株式数 の割合(%)							100.00	100.00	

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢1-1-15	954	11.89
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	611	7.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	314	3.92
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	160	2.00
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	141	1.76
今井 辰男	岡山県倉敷市	119	1.49
株式会社中野外食サプライ	大阪府堺市中区八田北町10-9	110	1.37
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4-4-10	109	1.36
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東蒲田2-30-17	106	1.32
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	103	1.29
計	-	2,730	34.00

(注) 2025年6月16日に実施された第三者割当増資により、株式会社テンポスホールディングスが新たに2,000,000株を取得し、提出日現在の筆頭株主となっております。

所有議決権数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢1-1-15	9,545	11.90
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	6,115	7.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	3,145	3.92
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,602	2.00
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	1,411	1.76
今井 辰男	岡山県倉敷市	1,196	1.49
株式会社中野外食サプライ	大阪府堺市中区八田北町10-9	1,100	1.37
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4-4-10	1,090	1.36
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東蒲田2-30-17	1,063	1.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,032	1.29
計	-	27,299	34.03

(注) 2025年6月16日に実施された第三者割当増資により、株式会社テンポスホールディングスが新たに2,000,000株を取得し、提出日現在の筆頭株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 290		(1) 株式の総数等 発行済株式に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 522,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,021,900	80,219	同上
単元未満株式	普通株式 6,400		同上
発行済株式総数	8,550,690		
総株主の議決権		80,219	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

2. 2025年6月16日付で第三者割当増資により2,000,000株を新たに発行しております。これにより、提出日現在の発行済株式総数は10,550,690株となっております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2 - 20 - 14	522,100		522,100	6.11
計		522,100		522,100	6.11

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	33	6,468
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれてありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	522,163		522,163	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれてありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一とし、業績の動向、財務面での健全性等を総合的に勘案して、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

また、中間配当と期末配当の年2回の剩余金の配当を行う方針です。

しかしながら、当事業年度は中間及び期末配当金においては当期純利益を計上したものの、今後の安定的な経営のために手元資金を確保し、内部留保の充実を図ることが最重要課題であることから、中間及び期末配当金を無配いたしました。

なお、A種種類株式につきましては、定款の定めに基づき、優先配当いたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

(A種種類株式)

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2025年6月22日 定時株主総会決議	23,200	80,000

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに対する考え方

当社は、居酒屋チェーンを中心に関連する企業として、「心の診療所を創造する」を経営理念に掲げ、飲食の提供と飲食の場を介し、お客様同士の健全なコミュニケーションのお役立ちをし、希薄化する人々の絆を深め地域社会に貢献することを目的として、事業に取り組んでおります。当社がこの経営理念を達成するためには、全てのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）の満足と信頼、支持を獲得するとともに、持続的な成長と企業価値の最大化を図ることが必要と考えております。そのため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）を柱とし、内部統制・監査機能が強化されたガバナンス体制の整備を行い、経営の迅速性、透明性、健全性を確保するよう取り組んでおります。

また、そのような考えのもと、2015年6月1日以降、上場規程一部改正に伴い施行されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を十分に斟酌し、2015年12月4日に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。

企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を採用しております。当社の各機関及びその目的・役割は次のとおりであります。

<取締役会>

取締役会は、本報告書提出日現在、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、原則毎月1回開催しております。経営の監督機能に重点化した運営を行うことを方針とし、法令・定款に定める重要な事項や取締役会規則で明文化した取締役会付議事項についての審議・決定を行うことに加え、全社的な業績や業務執行状況、リスク管理委員会からの報告に対し、助言・審議・監督を行っております。

議長及び構成員は次のとおりです。

加藤洋嗣（議長：代表取締役社長）

熨斗和之（業務執行取締役）、森下篤史（取締役）、清水一成（取締役）、持永政人（社外取締役）、茨田篤司（社外取締役）

<監査役会>

監査役会は、本報告書提出日現在、社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議することを目的として、原則2ヶ月に1回開催しております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。のために、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立の立場から取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止め等、必要な措置を適時に講じます。

議長及び構成員は次のとおりです。

早川秀治（議長：常勤監査役）

岩田潤（社外監査役）、妻鹿直人（社外監査役）

<経営委員会>

経営委員会は、経営の全般的試行についての方針並びに計画の立案、その他調査、研究、企画、管理、連絡、調整を行う代表取締役社長の諮問機関として、社長決裁事項及び経営の基本的重要事項等の協議、決定を行い、経営に関する重要な報告を受けること、及び、業務担当取締役・執行役員・部長等の役職者が各事業・エリアの業務執行を分掌し「部分最適」を図る一方、経営の「全体最適」を図ることを目的として、毎月1回以上開催しております。

<リスク管理委員会>

リスク管理委員会は、取締役会の指示に基づいて代表取締役社長を委員長として設置する委員会であり、当社グループのリスク管理全体の方針を検討及び承認、全社的なリスク評価結果の検討及び承認、リスク対策の決定及び是正指示、全社的なリスク管理全体の点検及び改善等を行うことを目的として毎月1回以上開催し、且つ、適宜、その内容を取締役会に報告しております。

また、機動性・柔軟性を担保する目的から、委員会直下に、委員長より任命された者で構成する「店舗事故予防委員会」「品質管理委員会」「メニュー表示適正化委員会」を設置しております。

<企業倫理委員会>

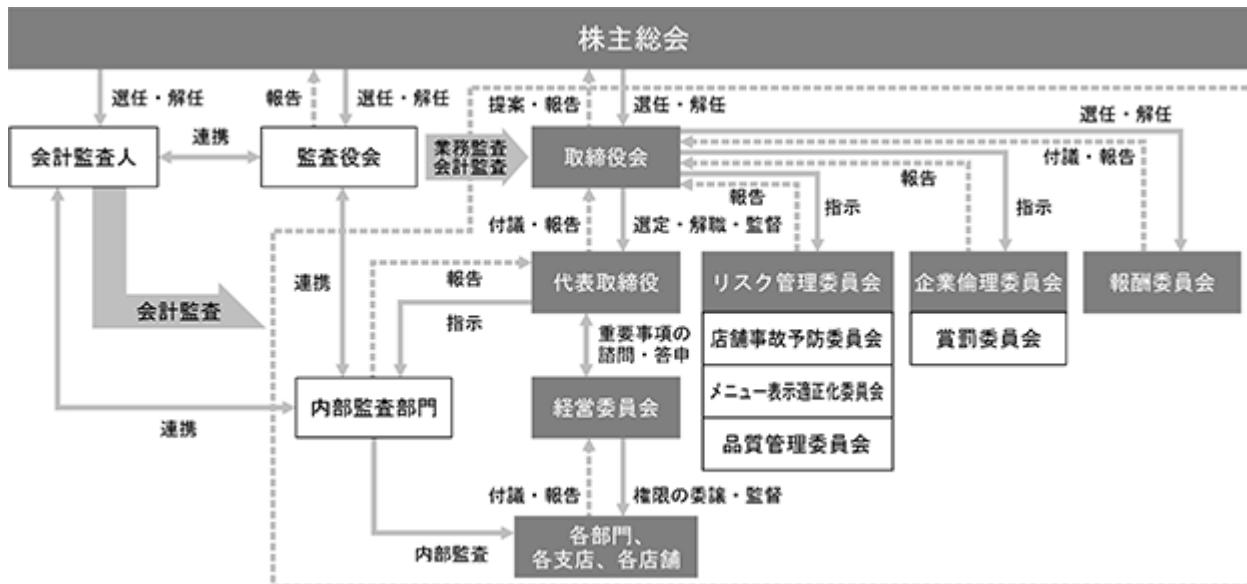
企業倫理委員会は、取締役会の指示に基づいて代表取締役社長を委員長として設置する委員会であり、当社の経営理念「心の診療所を創造する」に基づく行動基準と照らし合わせ、コンプライアンスに適う意思決定プロセスを経ているかどうかの検証、改善勧告、コンプライアンス違反があった場合は正や改善勧告、コンプライアンス教育システムの計画、管理、実施、見通し等を行うことを目的として毎月1回以上開催し、且つ、適宜、その内容を取締役会に報告しております。

また、人事評価・懲戒等の処遇を決定するために、委員会直下に、委員長より任命された者で構成する「賞罰委員会」を設置しております。

<報酬委員会>

報酬委員会は、取締役会の指示に基づいて独立社外取締役を委員長として設置する委員会であり、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役の報酬等の構成を含む方針に関する事項、取締役の報酬等の決定手続きに関する事項、取締役の個人別報酬額（算定方法を含む）に関する事項、取締役以外の経営陣（執行役員等）の報酬総額または個人別報酬額（算定方法を含む）の原案に関する事項などを審議し、取締役会に答申しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



企業統治の体制を採用する理由

当社の業務につき高い知識と経験を有する社内取締役を中心として実態に即した経営にあたることが、経営の効率性及び有効性を高めるために効果的であると判断する一方で、経営の透明性と健全性を担保するべく、独立性の高い社外取締役1名を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した社内監査役を常勤監査役に選任する一方で、独立性が高い社外監査役（公認会計士・弁護士）2名を選任し、監査役監査の実効性を担保しております。

内部統制システム、リスク管理等の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議し、その体制を整備、運用しております。

<内部統制システム構築の基本方針>

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、

行動指針として「マルシェ行動基準」を定め全役職員に周知徹底する。

- 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - ハ 企業倫理を確立するための具体的な施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施すると共に、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
 - 二 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
 - ホ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、管理部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
 - 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
 - リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
 - ハ リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
 - 二 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
 - 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
 - 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
 - ハ 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- (f) 財務報告の適正性を確保するための体制
- イ 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
 - 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
 - ハ 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - 二 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役より、その職務を補助すべき使用者の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
 - 当該使用者の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
 - ハ 監査役を補助する使用者に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用者は、監査役の補助使用者に対して指揮命令権限を有しない。
 - 二 当該使用者が他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該

補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
 - ハ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
- 二 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ホ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
- イ 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
 - ロ 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
 - ハ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

<運用状況の概要>

当社では、上記に掲げた基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(a) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

(b) 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を8回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(c) リスク管理体制

当社はP D C Aサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めています。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めています。

(d) コンプライアンス

当社は、当社経営理念の「心の診療所を創造する」に基づく行動基準を定めると共に、コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定めて、継続的に誠実で責任ある行動がとれる企業集団となるよう努めています。

また、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

(e) 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

当社定款における定めの概要

イ 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との損害賠償責任に関する定款の定め

当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役持永政人氏、社外取締役茨田篤司氏、監査役早川秀治氏、社外監査役岩田潤氏及び社外監査役妻鹿直人氏と責任限定契約を締結しております。

ロ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。

ハ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

二 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

a 当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に機動的に対応し、効率的な運営を遂行できるようするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

c 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

へ 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の有無

a 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め

普通株式の単元株式数は100株であります。

A種種類株式には議決権が無いため、単元株式数は1株としてあります。

b 議決権の有無又はその内容の差異

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これ

は、資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためであります。なお、A種種類株主は配当金や残余財産の分配について優先権を有しております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
加藤 洋嗣	18回	18回
熨斗 和之	18回	18回
持永 政人	18回	18回
茨田 篤司	18回	18回
児玉 国興	13回	13回
上田 真	13回	13回

(注) 1. 児玉国興氏、上田真氏は、2024年6月22日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 児玉国興氏、上田真氏は、2025年4月18日付で取締役を辞任しております。

取締役会における具体的な検討内容として、経営戦略、ガバナンス、事業計画、投資、組織人事、決算に関する事項等の協議と決議を行いました。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
加藤 洋嗣	1回	1回
持永 政人	1回	1回
茨田 篤司	1回	1回
児玉 国興	1回	1回
上田 真	1回	1回

(注) 児玉国興氏、上田真氏は、2025年4月18日付で取締役を辞任しております。

報酬委員会における具体的な検討内容として、業務執行取締役及び執行役員の報酬等を決議するために必要な基本方針の協議を行いました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	加藤 洋嗣	1973年9月8日生	1996年4月 2011年4月 2014年1月 2014年4月 2014年6月 2015年4月 2015年4月 2015年6月 2022年4月 2023年4月	当社入社 当社関西八剣伝統括次長就任 当社執行役員西日本営業本部関西 八剣伝統括部長就任 当社執行役員社長就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長執行役員(関 西八剣伝事業部長)就任 当社代表取締役社長執行役員就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長(営業本部長)就 任 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	普通株式 13
取締役	熨斗 和之	1966年6月14日生	1987年4月 2000年4月 2002年4月 2007年4月 2011年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月 2020年4月 2020年6月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月	当社入社 当社福岡支店支店長就任 当社八剣伝FC部次長就任 当社名古屋支店支店長就任 当社醉虎伝部次長就任 当社メニュー開発部長就任 当社執行役員(メニュー開発部長) 当社執行役員(商品本部長兼社長補 佐) 当社執行役員(商品本部長兼新業態 開発部長)就任 当社取締役(商品本部長兼新業態開 発部長)就任 当社取締役(商品本部長兼メニュー 開発部長)就任 当社取締役(商品本部長兼商品営業 部部長兼マルケン営業部部長)就任 当社取締役(開発部長)就任 当社取締役(開発部長兼直営推進部 管掌)就任(現任)	(注)3	普通株式 11

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	森下 篤史	1947年 2月13日生	1971年4月 東京電気(現東芝テック株)入社 1992年5月 株式会社テンポスホールディングス設立取締役就任 1997年4月 株式会社テンポスホールディングス代表取締役就任 2006年8月 株式会社三和デンタル取締役就任 2006年12月 株式会社あさくま取締役就任 2009年6月 株式会社あさくま代表取締役就任 2016年7月 株式会社テンポスホールディングス取締役就任 2016年7月 株式会社テンポスドットコム代表取締役就任 2016年7月 株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役就任 2017年6月 株式会社テンポスバスターズ分割準備会社(現テンポスバスターズ)取締役就任 2017年11月 株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長就任(現任) 2018年3月 株式会社ディースパーク代表取締役社長就任(現任) 2018年4月 株式会社テンポスバスターズ代表取締役就任(現任) 2018年9月 株式会社テンポス情報館代表取締役就任(現任) 2018年9月 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役就任(現任) 2020年2月 株式会社ドリームダイニング代表取締役就任(現任) 2022年6月 キッキンテクノ株式会社取締役就任(現任) 2023年6月 株式会社あさくま取締役就任(現任) 2023年9月 ヤマトサカナ株式会社代表取締役就任(現任) 2024年1月 TENPOS MYANMAR CO.,Ltd. MANAGING DIRECTOR就任(現任) 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3		
取締役	清水 一成	1969年 1月 8日生	1991年11月 株式会社ブレス(現株式会社プロントコーポレーション)入社 2002年10月 同社営業部長兼任プロントビジネススクール長就任 2005年3月 同社営業革新部長兼任プロントコリア副社長就任 2008年1月 株式会社プロントサービス専務取締役就任 2017年7月 イートアンド株式会社(現イートアンドホールディングス)入社 外食統括補佐就任 2018年4月 同社執行役員就任 2020年4月 株式会社アールベイカー代表取締役就任 2022年8月 株式会社ヤマト(現ヤマトサカナ株式会社)取締役社長就任 2025年4月 同社取締役就任(現任) 2025年5月 株式会社あさくま代表取締役会長就任(現任) 2025年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	持永 政人	1956年9月2日生	1981年4月 2002年4月 2003年3月 2006年3月 2010年4月 2011年6月 2022年4月	藤田觀光(株)入社 同社人事部長 東京ベイ有明ワシントンホテル総 支配人 荘フォーシーズンズホテル椿山荘 東京総支配人 摂南大学 経済学部教授(現任) 当社取締役就任(現任) 摂南大学副学長就任(現任)	(注) 3	普通株式 7
取締役	茨田 篤司	1967年1月11日生	1989年4月 2013年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月 2020年4月 2022年5月 2022年6月 2022年6月 2023年6月	㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入 行 同行渋谷法人営業第三部長就任 同行静岡法人営業部長就任 同行新宿法人営業第一部長就任 同行理事新宿法人営業第一部長就 任 同行理事東日本第二法人営業本部 長就任 チムニー(株)顧問就任 同社代表取締役社長就任(現任) ㈱つば八取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
常勤監査役	早川 秀治	1966年2月27日生	1988年4月 1993年7月 1999年4月 2007年1月 2017年4月 2018年4月 2023年6月	当社入社総務部付 当社財経部係長就任 当社内部監査室課長就任 当社内部監査室シニアマネジャー 就任 当社財経部次長就任 当社内部監査室次長就任 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 5	
監査役	岩田 潤	1969年12月23日生	1992年10月 1996年3月 1999年1月 2001年9月 2005年6月 2008年10月 2010年1月 2011年8月 2016年8月 2017年3月	青山監査法人(現 PwCあらた監査 法人)入所 公認会計士登録 ブライスウォーター・ハーツ税務事 務所(現 PwC税理士法人)入所 岩田公認会計士事務所設立同所長 就任(現任) 当社監査役就任(現任) B T J 税理士法人設立同代表社員 就任(現任) アトラ(株)(現アトラグループ(株))社 外監査役就任 ㈱ドーン社外取締役就任 同社取締役就任(現任) アトラ(株)社外取締役監査等委員就 任(現任)	(注) 4	
監査役	妻鹿 直人	1971年11月26日生	2002年10月 2011年4月 2023年3月 2023年6月	弁護士登録 ボプラ法律事務所代表就任(現任) 当社仮監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注) 5	
計						普通株式 31

- (注) 1 取締役持永政人、茨田篤司は、「社外取締役」であります。
 2 監査役岩田潤、妻鹿直人は、「社外監査役」であります。
 3 2025年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4 2025年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5 2023年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

<社外役員の独立性判断基準>

- (1)当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者(1)または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- (2)当社グループを主要な取引先とする者(2)またはその業務執行者
- (3)当社グループの主要な取引先(3)またはその業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (5)当社グループの法定監査を行なう監査法人に所属する者
- (6)当社グループから一定額を超える寄附または助成(5)を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (7)当社グループが借入れを行なっている主要な金融機関(6)またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (8)当社グループの主要株主(7)または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (9)当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (10)当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (11)過去3年間において上記(2)から(10)に該当していた者
- (12)上記(1)から(11)に該当する者（重要な地位にある者(8)に限る）の近親者等(9)
 - 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
 - 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間売上高の2%を超える者
 - 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
 - 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
 - 5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
 - 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の総資産の2%を超える金融機関をいう。
 - 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
 - 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
 - 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

社外取締役には、取締役会の一員として意思決定に参画するとともに、監視・監督的機能を発揮することを、また、社外監査役には、取締役の職務の執行に対する監査を独立した立場から厳正に行なうことを期待しております。社外取締役及び社外監査役は、会社法に基づく内部統制システムの運用状況、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価状況、内部監査の状況等を、取締役会等において聴取するとともに、会計監査の監査報告の内容を確認しております。

社外取締役持永政人氏は、現在、摂南大学経済学部教授を兼任しておりますが、労務管理、教育研修、サービス業全般についての豊富な知識と経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第15号の社外取締役に選任しております。

同氏は、2025年3月31日時点で、当社株式7千株（当社発行済株式（自己株式を除き、A種種類株式を含んであります。）総数に対する所有株式数の割合0.09%）を有しておりますが、当社「社外役員の独立性基準」に抵触しないことから、当社と資本的関係を有していないと判断しております。

その他、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

社外取締役茨田篤司氏は、現在、チムニー株代表取締役及び株式会社ハ取締役を兼務しておりますが、経営者としての豊富な知識と経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第15号の社外取締役に選任しております。

同氏は、現在、チムニー株の代表取締役を兼任しております。チムニー株は、2025年3月31日時点で、当社の株式954千株（当社発行済株式（自己株式を除き、A種種類株式を含んであります。）総数に対する所有株式数の割合11.89%）を有している筆頭主要株主であり、且つ、当社とチムニー株間ににおいて、2017年6月27日付けで資本業務提携契約を締結していることから、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係を有しております。

社外監査役岩田潤氏は、現在、岩田公認会計士事務所所長、BTJ税理士法人代表社員、株式会社ドーン取締役及びアトラグループ株式会社外取締役監査等委員を兼任しておりますが、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第16号の社外監査役に選任しております。

同氏は、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

社外監査役妻鹿直人氏は、現在、ポプラ法律事務所代表を兼務しておりますが、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社に活かしていただくため、会社法第2条第16号の社外監査役に選任しております。

同氏は、当社との間で、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有していることから、当社は、同氏を東京証券取引所定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

社外取締役又は社外監査役による監査又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は内部監査部門と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

また、監査役は会計監査人と定期的に意見交換及び情報の聴取を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。加えて監査終了後においては、監査実施概要及び監査結果についての報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成しており、社外監査役の内1名は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社における監査役監査は、常勤監査役が、毎年、監査役会を招集し、事前に監査の方針、監査計画、監査の方法等（以下、「監査方針等」という。）を協議し決定した上、実施しております。

常勤監査役は、当該「監査方針等」に基づき、取締役会の他経営委員会等の重要会議に出席する他、代表取締役を含む業務執行取締役、執行役員、各部門長等に対し担当業務におけるリスク・課題等の聴取や内部監査との意見交換等を行い、実効性の高い監査・監督を担っています。また、定期的に会計監査人からの監査方針及び監査計画を聴取し、隨時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。

各監査役は、原則月1回開催する取締役会に出席し、適宜、発言を行っている他、監査役会を原則2ヶ月に1回開催し、監査の実効性確保に努めています。

当事業年度において、当社は監査役会を8回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
----	------	------

早川 秀治	8回	8回
岩田 潤	8回	8回
妻鹿 直人	8回	8回

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部監査室1名で構成されております。内部監査につきましては、年度監査計画に基づき、店舗、商品部門及び管理部門等の各部門の監査を行い、監査の結果を定期的に社長及び取締役会並びに常勤監査役に報告しております。なお、指摘改善事項があれば、社長は被監査部門等に対し、改善の指示を行います。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と適宜情報交換を実施しており、必要に応じて連携が図られております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

監査法人やまぶき

b 繼続監査期間

2024年以降

c 業務を執行した公認会計士について

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、平野泰久氏及び高田雄介氏であり、監査法人やまぶきに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他2名、合計9名より継続して監査を受けております。

d 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の概要監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談・質問等を通じて選定しております。

また、監査役会は監査法人の独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、当社の会計監査が適切に行われるなどを総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役とのコミュニケーション、経営者との関係のいずれの項目においても特段の問題はないとの評価をしております。

f 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第52期（個別） O A G監査法人

第53期（個別） 監査法人やまぶき

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人やまぶき

退任する監査公認会計士等の名称

O A G監査法人

(2) 異動の年月日

2024年 6月22日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2022年 6月25日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 O A G監査法人が、2024年6月22日開催の第52期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。それに伴い、当社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性等について総合的に検討した結果、監査法人やまぶきを新たに会計監査人として選任することいたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

監査役会の意見

妥当であると判断しています。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,000		21,000	

(注) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として5,000千円があります。

(その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

方針として定めてはおりませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

(監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由)

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画・監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役等の個人別の報酬等の額の決定方針については、取締役会で決議しており、その内容は株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、経済情勢や経営内容、各期の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して報酬等の額を決定することとしております。

また、報酬等の額の決定は客觀性を強化するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議、答申を尊重したものとしております。

監査役の報酬等の額の決定については、株主総会の決議による監査役の報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して、1991年11月5日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいたおり、当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。2006年6月25日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいたおり、当該総会終結時の監査役の員数は4名であります。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月12日の取締役会において決議しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じて算出された職務報酬との合計額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。当事業年度における取締役の報酬等の決定は、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会が上記方針に基づき、個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	21,838	21,838				2
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000				1
社外役員	12,420	12,420				4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上あるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、業務提携、取引と長期的な関係維持・強化等事業戦略上の必要性を総合的に勘案し、持続的な成長と企業価値の向上に資するために保有している株式を純投資以外の目的である株式とし、それ以外を純投資目的である株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容
当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を総合的に勘案し、持続的な成長と企業価値を向上させるため、上場株式を政策的に保有しております。また、毎年取締役会において、銘柄毎に保有目的が適切か、保有株式の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を精査するとともに、そうした検証をしております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	4	32,523

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,000	2,000	取引関係強化を図るため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金630千円等です。 なお、当社は前事業年度末において同社の株式2,000株を保有しておりましたが、株式分割により株主の保有する株式1株に対して3株を割り当てられたことから、保有株式数が6,000株となっております。	無
	22,770	17,818		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,840	3,840	取引関係強化を図るため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金174千円等です。	無
	7,722	5,978		
チムニー(株)	500	500	店舗の運営方法や業界情報の共有等、業務提携関係の維持・強化のため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金5千円等です。	有
	606	690		
(株)やまや	500	500	店舗の運営方法や業界情報の共有等、業務提携関係の維持・強化のため保有しております。 定量的な保有効果は、受取配当金27千円等です。	無
	1,425	1,620		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢献度の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,536,994	2,116,357
売掛金	300,331	292,320
商品及び製品	46,383	58,233
原材料及び貯蔵品	22,579	23,145
前払費用	39,294	38,410
未収入金	98,989	52,687
その他	4,980	7,009
貸倒引当金	4,466	4,570
流動資産合計	<u>3,045,086</u>	<u>2,583,592</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,750,150	1,805,295
減価償却累計額	<u>1,601,968</u>	<u>1,609,791</u>
建物（純額）	148,182	195,504
構築物		
減価償却累計額	34,384	34,384
構築物（純額）	34,357	34,360
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	26	23
工具、器具及び備品（純額）	352,564	352,319
土地		
減価償却累計額	321,879	317,691
工具、器具及び備品（純額）	30,685	34,627
有形固定資産合計	<u>149,366</u>	<u>149,366</u>
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	26,106	32,523
出資金	40	40
長期貸付金	6,529	8,953
破産更生債権等	12,049	12,049
長期前払費用	2,615	2,614
繰延税金資産	13,458	11,753
差入保証金	301,516	300,679
その他	51,113	58,933
貸倒引当金	18,280	22,212
投資その他の資産合計	<u>395,150</u>	<u>405,335</u>
固定資産合計	<u>783,529</u>	<u>843,340</u>
資産合計	<u>3,828,615</u>	<u>3,426,932</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	388,963	221,914
短期借入金	1,791,112	1,612,006
1年内返済予定の長期借入金	45,000	45,000
未払金	234,355	215,214
未払費用	3,987	3,626
未払法人税等	-	10,745
前受金	3,795	9,845
預り金	41,225	31,529
前受収益	13,758	14,929
契約負債	8,901	7,669
賞与引当金	14,866	17,253
資産除去債務	8,500	7,301
その他	40,287	23,048
流動負債合計	2,594,753	2,220,084
固定負債		
長期借入金	378,889	356,501
資産除去債務	98,701	97,733
長期預り保証金	281,817	261,878
その他	80,354	80,651
固定負債合計	839,762	796,764
負債合計	3,434,516	3,016,848
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	699,573	699,573
資本剰余金合計	699,573	699,573
利益剰余金		
利益準備金	-	2,320
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	34,912	44,347
利益剰余金合計	34,912	46,667
自己株式	453,386	453,393
株主資本合計	381,099	392,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,000	17,235
評価・換算差額等合計	13,000	17,235
純資産合計	394,099	410,083
負債純資産合計	3,828,615	3,426,932

【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 4,675,317	1 4,581,766
売上原価		
商品及び原材料期首棚卸高	53,498	64,158
当期商品及び原材料仕入高	1,917,774	1,805,164
合計	1,971,273	1,869,323
商品及び原材料期末棚卸高	64,158	77,051
売上原価合計	1,907,114	1,792,271
売上総利益	2,768,202	2,789,494
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,043,048	1,078,642
法定福利費	118,718	113,497
賞与引当金繰入額	14,866	17,253
貸倒引当金繰入額	1,453	2,473
不動産賃借料	251,623	251,646
減価償却費	68,310	66,146
業務委託料	267,926	267,835
その他	910,289	952,301
販売費及び一般管理費合計	2,676,237	2,744,850
営業利益	91,964	44,643
営業外収益		
受取利息	344	1,258
受取配当金	686	837
受取家賃	10,160	9,840
解約返戻金	1,957	746
賃貸収入	5,525	5,064
受取協力金	9,840	1,000
受取保険料	238	4,740
その他	8,375	7,060
営業外収益合計	37,128	30,547
営業外費用		
支払利息	29,577	35,346
貸倒引当金繰入額	-	6,510
その他	3,632	597
営業外費用合計	33,209	42,455
経常利益	95,883	32,736
特別利益		
固定資産売却益	2 769	2 7,472
資産除去債務戻入益	13,767	4,392
特別利益合計	14,537	11,865
特別損失		
固定資産除却損	3 951	3 30
減損損失	4 86,998	-
賃貸借契約解約損	1,315	1,760
特別損失合計	89,264	1,790
税引前当期純利益	21,155	42,811
法人税、住民税及び事業税	9,254	8,333
法人税等調整額	23,011	476
法人税等合計	13,756	7,856
当期純利益	34,912	34,955

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	816,726	2,213,193	3,029,920	-	2,620,346
当期変動額						
新株の発行	145,000	145,000		145,000		
剰余金の配当						
利益準備金の積立						
減資	145,000	961,726	1,106,726	145,000		
欠損墳補			2,620,346	2,620,346		2,620,346
当期純利益					34,912	34,912
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	816,726	1,513,620	2,330,346	-	2,655,259
当期末残高	100,000	-	699,573	699,573	-	34,912
						34,912

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	453,386	56,186	6,159	6,159	62,346
当期変動額					
新株の発行		290,000			290,000
剰余金の配当		-			-
利益準備金の積立		-			-
減資		-			-
欠損墳補		-			-
当期純利益		34,912			34,912
自己株式の取得		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			6,840	6,840	6,840
当期変動額合計	-	324,912	6,840	6,840	331,753
当期末残高	453,386	381,099	13,000	13,000	394,099

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	699,573	699,573	-	34,912	34,912
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						23,200	23,200
利益準備金の積立					2,320	2,320	-
減資							
欠損墳補							
当期純利益						34,955	34,955
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	2,320	9,435	11,755
当期末残高	100,000	-	699,573	699,573	2,320	44,347	46,667

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	453,386	381,099	13,000	13,000	394,099
当期変動額					
新株の発行		-			-
剰余金の配当		23,200			23,200
利益準備金の積立		-			-
減資		-			-
欠損墳補		-			-
当期純利益		34,955			34,955
自己株式の取得	6	6			6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,235	4,235	4,235
当期変動額合計	6	11,748	4,235	4,235	15,983
当期末残高	453,393	392,848	17,235	17,235	410,083

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	21,155	42,811
減価償却費	68,310	66,146
賞与引当金の増減額(は減少)	13,403	2,386
貸倒引当金の増減額(は減少)	75	4,037
株主優待引当金の増減額(は減少)	53,437	-
受取利息及び受取配当金	1,031	2,095
支払利息	29,577	35,346
固定資産売却損益(は益)	769	7,472
固定資産除却損	951	30
資産除去債務戻入益	13,767	4,392
減損損失	86,998	-
売上債権の増減額(は増加)	8,425	334
棚卸資産の増減額(は増加)	9,608	12,415
仕入債務の増減額(は減少)	51,242	167,048
その他の流動資産の増減額(は増加)	56,732	39,412
その他の流動負債の増減額(は減少)	108,678	33,602
その他	4,035	17,018
小計	31,927	54,210
利息及び配当金の受取額	893	1,860
利息の支払額	27,789	36,079
法人税等の支払額	42,741	-
法人税等の還付額	-	5,600
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,709	82,827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	2,773	11,093
差入保証金の回収による収入	51,002	17,455
有形固定資産の取得による支出	40,977	97,749
有形固定資産の売却による収入	770	7,472
無形固定資産の取得による支出	7,745	20,909
資産除去債務の履行による支出	16,676	303
その他	8,089	7,981
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,489	113,108
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,888	179,106
長期借入金の返済による支出	1,111	22,388
株式の発行による収入	290,000	-
配当金の支払額	-	23,200
自己株式の取得による支出	-	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	280,001	224,700
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	217,801	420,636
現金及び現金同等物の期首残高	2,319,192	2,536,994
現金及び現金同等物の期末残高	2,536,994	2,116,357

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年から50年

その他の有形固定資産 2年から50年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

支出の効果が及ぶ期間で均等償却をしております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、支給見込額基準により計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識関係」に記載の通りであります。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

(有形固定資産、無形固定資産に対する減損)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	86,998	
有形固定資産	328,261	379,521
無形固定資産	60,118	58,483

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ)算出方法

当社は、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。また、遊休資産、売却予定資産、賃貸用資産については、物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るものについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(ロ)主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは販売施策やコスト削減施策などを織り込んでおり、営業損益は2025年3月期以降徐々に回復するものと仮定して見積っております。

(ハ)翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況に影響を受け、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	13,458	11,753

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境に著しい変化が生じるなどにより将来の課税所得の見積額が変動した場合には繰延税金資産が減額され、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険料」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた8,614千円は、「受取保険料」238千円、「その他」8,375千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

偶発債務

1. 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(1名)	52	銀行借入金
フランチャイズ契約者(26社、26名)	51,826	仕入債務

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(25社、26名)	46,561	仕入債務

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	652	4,106
工具、器具及び備品	111	3,366
構築物	6	
計	769	7,472

3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	931	0
工具、器具及び備品	20	30
計	951	30

4 減損損失

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地区	場所	用途	建物	工具器具備品等	減損損失
関東地区	さいたま市等2件	店舗		1,794	1,794
関西地区	吹田市等10件		71,238	5,396	76,634
九州地区	熊本市等2件		8,570		8,570
合計	14件		79,808	7,190	86,998

当社は、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。また、遊休資産、売却予定資産、賃貸用資産については、物件毎にグルーピングしております。

閉鎖を決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値（割引率5.16%）または正味売却価額（処分見込額）により測定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	8,550,400			8,550,400
A種種類株式		290		290
合計	8,550,400	290		8,550,690

(注) A種種類株式の増加290株は新株の発行(第三者割当)による増加であります。

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	522,130			522,130

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月22日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	23,200	80,000	2024年3月31日	2024年6月24日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	8,550,400			8,550,400
A種種類株式	290			290
合計	8,550,690			8,550,690

(注) 2025年6月16日付で第三者割当増資により2,000,000株を新たに発行しております。これにより、提出日現在の発行済株式総数は10,550,690株となっております。

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	522,130	33		522,163

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月22日 定時株主総会	A種種類株式	23,200	80,000	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月22日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	23,200	80,000	2025年3月31日	2025年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	2,536,994	2,116,357
現金及び現金同等物	2,536,994	2,116,357

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店及び改装等に必要な資金を設備投資計画に照らして、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、差入保証金は主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は主に加盟店契約に係るものであり、加盟店の信用リスクによる影響を低減しております。

短期借入金及び長期借入金は運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び未収入金に関しては、取引先ごとに残高管理を行うとともに、管理部財経課において未回収リストを作成のうえ、毎月の取締役会で報告しております。

差入保証金に関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

市場リスクの管理

借入金については、資金調達時において金利の変動動向の確認またはほかの金融機関との金利比較を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、管理部財経課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	301,516	279,808	21,708
資産計	301,516	279,808	21,708
(1) 長期借入金(*3)	423,889	424,134	245
(2) 長期預り保証金	281,817	226,883	54,934
負債計	705,706	651,018	54,688

(*1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金及び未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	300,679	265,527	35,152
資産計	300,679	265,527	35,152
(1) 長期借入金(*3)	401,501	404,216	2,715
(2) 長期預り保証金	261,878	180,469	81,409
負債計	663,379	584,685	78,694

(*1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金及び未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,536,994			
売掛金	300,331			
未収入金	98,989			
合計	2,936,314			

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,116,357			
売掛金	292,320			
未収入金	52,687			
合計	2,461,364			

(注) 2 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,791,112					
1年内返済予定の 長期借入金	45,000					
長期借入金		60,000	118,889		200,000	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,612,006					
1年内返済予定の 長期借入金	45,000					
長期借入金		156,501		200,000		

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

前事業年度(2024年3月31日)

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		279,808		279,808
資産計		279,808		279,808
長期借入金		424,134		424,134
長期預り保証金		226,883		226,883
負債計		651,018		651,018

当事業年度(2025年3月31日)

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		265,527		265,527
資産計		265,527		265,527
長期借入金		404,216		404,216
長期預り保証金		180,469		180,469
負債計		584,685		584,685

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に該当します。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に該当します。

長期預り保証金

長期預り保証金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に該当します。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,321千円、当事業年度11,047千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位 : 千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,054	5,866
貸倒引当金	7,733	9,401
未払事業所税	532	1,189
未払役員退職慰労金	14,190	14,649
減損損失	166,183	131,538
資産除去債務	36,448	36,786
繰越欠損金(注)2	903,575	957,900
その他	21,127	20,539
繰延税金資産小計	1,154,845	1,177,871
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	883,419	954,021
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	251,269	201,282
評価性引当額小計(注)1	1,134,688	1,155,304
繰延税金資産合計	20,156	22,567
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,697	8,878
建物		1,934
繰延税金負債合計	6,697	10,813
繰延税金資産又は繰延税金負債()純額	13,458	11,754

(注) 1 評価性引当額が20,616千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が70,602千円増加したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	867	36,722	-	-	865,986	903,575
評価性引当額	-	-	17,433	-	-	865,986	883,419
繰延税金資産(b)	-	867	19,288	-	-	-	20,156

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産20,156千円については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位 : 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	867	37,812	-	-	45,942	873,277	957,900
評価性引当額	-	34,800	-	-	45,942	873,277	954,021
繰延税金資産(b)	867	3,012	-	-	-	-	3,879

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.0	34.0
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.1	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	
住民税均等割	43.7	19.5
評価性引当額等の増減	139.4	36.7
その他	4.2	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.0	19.5

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年度4月1日から開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.0%から35.1%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は利付国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	109,266	107,201
有形固定資産の取得に伴う増加額		3,177
資産除去債務の履行等による減少額	30,169	5,392
見積りの変更による増加額	28,070	
その他	34	48
期末残高	107,201	105,034

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

財又はサービスの種類別分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント
	飲食事業
料飲部門	
醉虎伝	276,329
八剣伝	1,310,673
居心伝	71,588
餃子食堂マルケン	866,402
その他業態	441,999
料飲部門小計	2,966,993
FC部門	
ロイヤリティ等	364,065
FC部門小計	364,065
商品部門	
食材等販売	1,203,695
酒類等販売	38,071
商品部門小計	1,241,767
その他部門	102,491
顧客との契約から生じる収益	4,675,317
外部顧客への売上高	4,675,317

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

財又はサービスの種類別分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント
	飲食事業
料飲部門	
醉虎伝	254,356
八剣伝	1,346,020
居心伝	57,268
餃子食堂マルケン	849,601
その他業態	529,425
料飲部門小計	3,036,672
FC部門	
ロイヤリティ等	342,354
FC部門小計	342,354
商品部門	
食材等販売	1,076,553
酒類等販売	19,696
商品部門小計	1,096,250
その他部門	106,488
顧客との契約から生じる収益	4,581,766
外部顧客への売上高	4,581,766

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

料飲部門

店舗に来店されるお客様を顧客としてあります。飲食サービスの提供が完了した時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該飲食サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

F C 部門

ロイヤリティ収入については、加盟店の売上が生じた時点で、収益を認識しております。

加盟料収入及び更新料については、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。

販促物その他売上高については、商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されていると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

商品部門

商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されていると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	308,757	300,331
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	300,331	292,320
契約負債(期首残高)	19,629	16,095
契約負債(期末残高)	16,095	13,364

契約負債は、加盟料収入及び更新料にかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,499千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,273千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	8,901	7,669
1年超2年以内	5,519	4,172
2年超3年以内	1,641	1,241
3年超	33	280
合計	16,095	13,364

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、セグメント情報を記載していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	11円04銭	12円07銭
1 株当たり当期純利益金額	2円42銭	1円46銭

(注) 1 . 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額(千円)	34,912	34,955
普通株主に帰属しない金額(千円)	15,466	23,200
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	19,446	11,755
普通株式の期中平均株式数(株)	8,028,270	8,028,262
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種種類株式 290株 なお、概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。	A種種類株式 290株 なお、概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	394,099	410,083
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	305,466	313,200
(うち A 種種類株式の払込金額)(千円)	290,000	290,000
(うち未払優先配当額)(千円)	15,466	23,200
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	88,633	96,883
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	8,028,270	8,028,237

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年5月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、資本金及び資本準備金の額の減少についてを、2025年6月22日開催の第53回定時株主総会において付議することを決議しました。その概要は次のとおりであります。

. 本第三者割当による新株式発行

1. 募集の概要

(1)	払込期日	2025年6月16日
(2)	発行株式数	2,000,000株
(3)	発行価額	1株につき177円
(4)	資金調達の額	354,000千円
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、株式会社テンポスホールディングスに全ての株式を割り当てます。
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	354,000千円
発行諸費用の概算額	5,000千円
差引手取概算額	349,000千円

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、事務手数料、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額	支出時期
	事業拡大に伴う新規出店費用	250,000千円	2025年7月～2028年3月
	業態変更及び改装に要する費用	70,000千円	2025年7月～2028年3月
	FC事業立て直しに要する費用	29,000千円	2025年7月～2028年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

事業拡大に伴う新規出店費用

2028年3月期までに、新業態である「ええねん」を繁華街立地に、リブランド業態「ハッケン酒場」をローカル立地に、合計して15店舗の新規出店を、現時点で予定しております。

本第三者割当増資による払込金額のうち、上記のような新規出店費用に2億50百万円を充当することを予定しております。

業態変更及び改装に要する費用

従来の顧客に加え、若い世代の顧客が増加したこともあり、前期「ハッケン酒場」へ業態変更を行った8店舗の売上高平均は、前年対比約120%の水準で推移いたしました。今後、2028年3月期までに、加盟店を含めた70店舗の内、最大30店舗を直営店舗の業態変更及び改装を予定しております。

本第三者割当増資による払込金額のうち、上記のような業態変更費用に70百万円を充当することを予定しております。

FC事業立て直しに要する費用

10年前である2015年3月期には、当社のFC店舗数は405店舗に上っていましたが、2025年3月期においては、当該FC店舗数は199店舗まで減少し、その結果およそ13億60百万円の減収となり、当社の経営に対して非常に大きな打撃を与えています。そのため、FC事業の立て直しは、当社の喫緊の課題であります。後継者がいないことにより店舗運営が承継できないということが、非常に大きなウェイトを占めています。割当先会社は、飲食業界で独立志向を有する人材を抱え、教育、紹介する事業も手掛けていることから、後継者不在に悩む当社のFC加盟店について、後継者となり得る人材の紹介を受けることで、FC加盟店の脱退に歯止めをかけることが期待されます。そのような人材の紹介を含め、割当先会社とのシナジー効果を發揮すべく、今後、割当先会社との間で、業務提携をすべく、交渉を進めてまいります。業務提携の内容及び時期は未定ですが、割当予定先の購買力を活かしたお米等の主要原材料の共同購入、商品開発・マーケティングの共有、割当予定先が有する飲食店閉店情報から得た出店希望者の中から、有能な店長や新たなフランチャイジーの紹介を得ることで、当社の業務の効率化・円滑化を図ることを求める方針です。

本第三者割当増資による払込金額のうち、上記のようなFC事業立て直し費用に29百万円を充当することを予定し

てあります。

. 本資本金等の額の減少について

1 . 本資本金等の額の減少の目的

本第三者割当にて増額される資本金及び資本準備金について、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2025年6月22日開催の当社株主総会にて、減資を行うことを決議しました。本第三者割当により増加する資本金及び資本準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。その結果、減少後の資本金は100,000千円、資本準備金は0円となります。

2 . 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額277,000千円を177,000千円減少して、100,000千円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額177,000千円を177,000千円減少して、0円とする。

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行なったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3 . 本資本金等の額の減少の日程

2025年5月26日 本定時株主総会への本資本金等の額の減少に関する議案付議に係る取締役会決議

2025年6月22日 本定時株主総会決議

2025年6月23日 債権者異議申述公告

2025年7月23日 債権者異議申述最終期日（予定）

2025年7月31日 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,750,150	73,932	18,788 (-)	1,805,295	1,609,791	26,625	195,504
構築物	34,384	-	- (-)	34,384	34,360	2	23
工具、器具及び備品	352,564	23,383	23,628 (-)	352,319	317,691	19,441	34,627
土地	149,366	-	-	149,366	-	-	149,366
有形固定資産計	2,286,465	97,315	42,416 (-)	2,341,364	1,961,843	46,069	379,521
無形固定資産	188,950	25,909	-	214,859	156,376	20,043	58,483
長期前払費用	39,189	3,350	1,615 (-)	40,924	38,310	1,734	2,614

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

(建物)

店舗改装又は入替	23,164千円
新規出店	50,768千円

(工具、器具及び備品)

店舗改装又は入替	13,870千円
新規出店	9,512千円

(無形固定資産)

店舗管理システム開発費用	19,680千円
スカイマートシステム機能強化	5,404千円
U S E N レジ導入開発費用	825千円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

(建物)

閉店及び店舗改装等に伴う除売却	18,788千円
-----------------	----------

(工具、器具及び備品)

閉店及び店舗改装等に伴う除売却	23,628千円
-----------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,791,112	1,612,006	1.04	
1年以内に返済予定の長期借入金	45,000	45,000	3.89	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内の返済予定のものを除く。)	378,889	356,501	5.53	2026年4月30日～ 2029年2月27日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計	2,215,001	2,013,507		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 短期借入金のうち、変動利率のものについては、当事業年度末の利率を利用してあります。

長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、変動利率のものについては、当社の業績に応じて利率が決定されます。平均利率の計算にあたっては、当事業年度末の利率を利用してあります。

3 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	156,501		200,000	

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	22,746	10,224		6,186	26,783
賞与引当金	14,866	17,253	14,866		17,253

(注) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額10千円及び回収に伴う取崩額6,176千円であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が、財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
現金	13,829
預金	
当座預金	981,745
普通預金	315,418
定期預金	805,000
別段預金	363
小計	2,102,527
合計	2,116,357

b 売掛金

(a) 相手先別内訳

(単位：千円)

相手先	金額
三井住友カード(株)	41,829
ヒロボシ(株)	36,429
P a y P a y(株)	36,247
高瀬物産(株)	30,241
(株)J C B	15,090
その他	132,481
合計	292,320

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
300,331	3,406,371	3,414,383	292,320	92.1	31.8

c 商品及び製品

(単位：千円)

区分	金額
商品	
小売用食材	58,233
合計	58,233

d 原材料及び貯蔵品

(単位：千円)

区分	金額
原材料	
店舗用酒類	9,059
店舗用食材	9,758
小計	18,818
貯蔵品	
店舗用消耗品	4,326
小計	4,326
合計	23,145

e 差入保証金

(単位：千円)

区分	金額
店舗保証金	257,657
社員寮保証金	168
その他の保証金	42,854
合計	300,679

負債の部

a 買掛金

(単位：千円)

相手先	金額
株)ナックス	81,283
ヤマエ久野(株)	43,310
三菱食品(株)	37,819
株)中野外食サプライ	19,335
伊藤忠食品(株)	16,317
その他	23,847
合計	221,914

b 未払金

(単位：千円)

区分	金額
未払給料等	94,240
衣笠運送(株)	19,288
未払社会保険料	8,325
大村印刷(株)	8,113
ヤマエ久野(株)	4,115
その他	81,131
合計	215,214

c 長期預り保証金

(単位：千円)

区分	金額
加盟保証金	164,795
サプライヤー保証金	51,600
その他	45,483
合計	261,878

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	2,252,239	4,581,766
税引前中間純損失金額()又は 税引前当期純利益金額 (千円)	11,471	42,811
中間純損失金額()又は当期純利益金額 (千円)	15,745	34,955
1株当たり中間純損失金額()又は 1株当たり当期純利益金額 (円)	3.41	1.46

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 (特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所</p> <p>買取手数料</p> <p>株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によっております。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.marche.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7 第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第52期) (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月24日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月24日近畿財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第53期中 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2024年5月24日近畿財務局に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年6月24日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年6月16日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書)

2024年6月25日近畿財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書(第三者割当による新株式の発行)及びその添付書類

2025年5月26日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平野泰久

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高田雄介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルシェ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）（有形固定資産、無形固定資産に対する減損）に記載のとおり、会社の2025年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産379,521千円、無形固定資産58,483千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の12.8%を占めている。</p> <p>会社は、主に居酒屋チェーンを展開しており、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗として、減損の兆候判定に係る検討を実施している。減損の兆候判定に係る検討は、会計システムから出力される店舗別損益を基礎として、本社費等の配賦計算を行った上で実施されることから、店舗別損益の把握から本社費等の配賦計算までが適切に実施される必要がある。</p> <p>会社が属する居酒屋業界は、新型コロナウイルス感染症の収束後の生活様式の変化や原材料価格・光熱費の高騰など厳しい経営環境が続いているものの、新業態における来店客数の増加、及び客単価の上昇により、当事業年度においては、減損の兆候は識別されていない。</p> <p>しかしながら、会社が保有する固定資産は金額的重要性が高く、減損損失が計上された場合には、財務諸表に重要な影響を与える可能性があることから、当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定に係る検討が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定に係る検討にあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 ・減損の兆候判定における店舗別損益の出力源泉である店舗管理システム及び会計システムの信頼性を検討するために、IT全般統制の整備及び運用状況を評価した。 ・減損の兆候判定における店舗別損益の入力の正確性を確認するため、関連する業務プロセスの整備及び運用状況を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候判定に係る検討 ・グループингの方針が事業の実態と整合していることを確認するため、会議体における報告資料の閲覧を実施した。 ・減損の兆候を示唆する事象や経営上の判断の有無を把握するために、重要な会議体の議事録・稟議書の閲覧及び経営者への質問を実施した。 ・本社費等の配賦計算について、配賦基準が事業の実態に整合していることを確認した。 ・減損の兆候判定資料に集計された店舗別損益の正確性及び網羅性を確認するため、監査人が独自に集計した結果との突合を実施した。 ・本社費等の配賦計算について、本社費の集計及び配賦計算が正確に実施されていることを検証するために再計算を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月24日付で無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルシェ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マルシェ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。